

病状説明等の実施時間についてのお願い

病状の説明や手術・検査等の説明は、
原則として勤務時間内（平日8:30～17:15）
とします

※ただし、緊急の場合はこの限りではありません

昨今、医療機関職員の長時間労働に伴う健康被害が問題となっています。医療機関はこの様な長時間労働の是正を、厚生労働省より強く要請されており、病状等の説明を勤務時間内に行うことが一般的となっています。

そのため、当院でも今後病状説明等は、17時15分までに終了することとしました。病状変化等により緊急に説明が必要と判断した際は、適宜対応しますのでご理解とご協力をお願いします。

病院長



茨城県西部メディカルセンター